

# 四條畷市農業委員会議事録

開催 令和5年1月10日

# 四條畷市農業委員会議事録

令和5年1月10日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

## 1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 狭山 清隆、築山 義治、林 秀一、浦川 秀一 田伏 和司、平井 勉、小林 克重

## 2 本日の欠席委員

久門 廣美

## 3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局書記	久保 光希

## 4 本日の議案

- 日程第1 [議案第113号] 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件
- 日程第2 [議案第114号] 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件
- 日程第3 [議案第115号] 相続税納税猶予に関する適格者証明願の件
- 日程第4 [議案第116号] 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件
- 日程第5 [議案第117号] 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件

## 5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。  
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。  
本日の議事録署名者には、小林 克重委員と丸石 正委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。  
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。  
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

## 日程第1

### 議案第113号

#### 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第113号につきまして、事務局より議案を朗読します。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。  
農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。  
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。  
南野1-1411-27, 1411-28は川崎池公園の北側付近です。  
現況は、現地写真1ページ目の1段目の左側のとおりで、転用目的は資材置場となっております。  
なお、地区農業委員の狭山委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。  
事務局からの説明は以上でございます。  
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。  
議長 その他なにかご意見ご質問はありませんか。  
全委員 なし。  
議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

## 日程第2

### 議案第114号

#### 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第114号につきまして、事務局より議案を朗読します。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。  
農地法第5条の届出とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。  
番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。  
中野3-727-2, 730-5は市役所の東側付近です。  
現況は、現地写真1ページ目の1段目の右側のとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。  
なお、地区農業委員の田伏委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、5条の届出を受理いたしました。  
番号2の場所については、位置図No3をご覧ください。  
中野3-729-1は市役所の東側付近です。  
現況は、現地写真1ページ目の2段目の左側のとおりで、転用目的は住

宅の建築となっております。

なお、地区農業委員の田伏委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、5条の届出を受理いたしました。

番号3の場所については、位置図No4をご覧ください。

蔀屋本町148-1は市民活動センターの北側付近です。

現況は、現地写真1ページ目の2段目の右側のとおりで、転用目的は資材置場となっております。

なお、12月15日(木)13時30分から地区農業委員の築山委員と現地調査を行い、5条の届出を受理いたしました。

番号4の場所については、位置図No5をご覧ください。

南野6-1247、1248は畷アサヒヶ丘保育園の南東側付近です。

現況は、現地写真1ページ目の3段目の左側と右側のとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。

なお、地区農業委員の土井委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、5条の届出を受理いたしました。

番号5の場所については、位置図No6をご覧ください。

南野6-1243-1、1244-1は畷アサヒヶ丘保育園の南東側付近です。

現況は、現地写真1ページ目の4段目の左側のとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。

なお、地区農業委員の土井委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、5条の届出を受理いたしました。

番号6の場所については、位置図No7をご覧ください。

南野6-1245-3は畷アサヒヶ丘保育園の南東側付近です。

現況は、現地写真1ページ目の4段目の右側のとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。

なお、地区農業委員の土井委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、5条の届出を受理いたしました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

### 日程第3

### 議案第115号

#### 相続税納税猶予に関する適格者証明願の件

議長

議案第115号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を初めて受けるために税務署に提出するものであり、水稻や畑として耕作されているかを確認し、証明するものでございます。

この案件につきましては、平井委員が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますので、一時ご退席いただきます。

番号1の場所については、位置図No8・9をご覧ください。

大字上田原13-2, 465-5, 465-7はグリーンホール田原の南側付近、157、

182、185-1、185-2、334-1、341は正傳寺の東西側付近で、現況は現地写真2ページ目から3ページ目の1段目の左側のとおりで、水稻、野菜として耕作されていることが確認できております。

12月14日(水)10時から地区農業委員の小林委員と現地調査を行いました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

#### 日程第4

#### 議案第116号

#### 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長

議案第116号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No10をご覧ください。

岡山東3-778-4は青少年コミュニティー運動広場の北西側付近でございます。

現況は、現地写真3ページ目の1段目の右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

#### 日程第5

#### 議案第117号

#### 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件

議長

議案第117号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

令和元年10月に2市町において農業委員会関係者が農地法違反等により逮捕されるという事件がございました。(詳細は※①②)、農林水産省より綱紀粛正の通知が発出されました。このことを受け、全国農業会議所から全ての農業委員会に対し、職責の再認識と法令違反の再発防止の申し合わせ決議を行うよう依頼がありました。このことから、四條畷市農業委員会におきましても農業委員会法第31条(※③)及び同法第33条(※④)を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保する決議内容と

議長

全委員  
議長

なります。また、決議を保持するため年1回、同様の決議を議案として提出させていただきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

なし。

ないようですので、この件については委員会決議と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記